

生駒市規則第 1 1 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 1 年 1 1 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「に掲げるすべての職員」を「の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を同条第 4 号とし、同条第 6 号を削り、同条第 7 号を同条第 5 号とし、同条第 8 号から第 1 0 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 1 項中「級別資格基準表」の次に「（以下「級別資格基準表」という。）」を加え、同条第 3 項中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改め、「学歴免許等資格区分表」の次に「（以下「学歴免許等資格区分表」という。）」を加え、同条第 4 項中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改め、同条第 7 項中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改め、「修学年数調整表」の次に「（以下「修学年数調整表」という。）」を加える。

第 7 条第 1 項中「初任給基準表」の次に「（以下「初任給基準表」という。）」を加え、「給料月額」を「号給」に改め、同条第 2 項中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改め、同条第 3 項中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改め、「切り捨てる。）の数」の次に「に 4 を乗じて得た数」を加え、「号給の額」を「号給」に、「初任給欄の額」を「初任給欄の号給」に改め、同項ただし書を削り、同条第 4 項各号列記以外の部分を次のように改める。

4 新たに職員となった者のうち次の各号に定める経験年数を有する者の号給は、第1項本文の規定による号給（前項の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（市長が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

第7条第6項及び第7項並びに第8条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第9条第1項中「現に職員である者」を「職員」に、「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に、「昇格する」を「決定される」に、「それぞれの」を「その」に改める。

第10条の見出し中「給料月額の基準」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第10条第2項を削り、同条第3項中「前条」を「前2条」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1

項を加え、同条第5項を削る。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、市長が定める号給とする。

第11条を次のように改める。

(降格の場合の号給)

第11条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、この規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第11条の2第2項及び第11条の3第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第12条から第13条までを次のように改める。

(昇給日)

第12条 条例第4条第3項の市長が規則で定める日は、第14条及び第15条に定めるものを除き、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第12条の2 条例第4条第3項の規定による昇給(第14条又は第15条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給の号給数)

第13条 職員を条例第4条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給

数の基準については、当分の間、別に定める。

第13条の2を削り、第14条及び第15条を次のように改める。

(研修、表彰等による昇給)

第14条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第15条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ市長の承認を得て、市長が定める日に、条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

第15条の2を削り、第16条を次のように改める。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第16条 第12条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第18条の見出し中「給料月額調整等」を「号給調整」に改め、同条第1項中「専従許可を」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の

2 第 1 項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を」に改め、「復職し、大学院修学休業」の次に「（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）」を加え、「他の職員」を「部内の他の職員」に改め、「（以下「休職等の期間」という。）」を削り、「別表第 8 に定める」を「別表第 8 の」に改め、「（以下「調整期間」という。）」を削り、「又は復職等の日から 1 年以内の第 15 条第 1 項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に市長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前 2 項」を「前項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 19 条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

職務の級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	主事及び技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	困難な業務を処理する主任の職務
5 級	係長及び主査の職務
6 級	課長補佐の職務

7 級	課長及び主幹の職務
8 級	部長、次長、参事及び副参事の職務

別表第2（第5条関係）

級別資格基準表

この表において職務の級欄に掲げる上側の数字は、当該職務に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下側の数字は学歴免許等欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が、当該職務の級に決定されるための必要経年数を示す。

試験		学歴免許等	職務の級							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
正規の試験	上級	大学卒		3	4	2	2	2	2	2
				3	7	9	11	13	15	17
	中級	短大卒		5	4	2	2	2	2	2
				5	9	11	13	15	17	19
	初級	高校卒		7	4	2	2	2	2	2
				7	11	13	15	17	19	21
その他	中学卒		9	4	2	2	2	2	2	
			3	12	16	18	20	22	24	26

備考

- 試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果により職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「初級」は職員採用初級試験及びこれに準ずる正規の試験を示す。

別表第3中

(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ アに相当すると市長が認める学歴免許等の資格	を
(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ アに相当すると市長が認める学歴免許等の資格	に、
(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了	

「(3) 大学6卒」を「(4) 大学6卒」に、「(4) 大学専攻科卒」を「(5) 大学専攻科卒」に、

(5) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ アからウまでに相当すると市長が認める学歴免許等の資格	を
----------	---	---

(6) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 国立看護大学校看護学部の卒業 ウ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 エ 海上保安大学校本科の卒業 オ アからエまでに相当すると市長が認める学歴免許等の資格	に
----------	---	---

改める。

別表第5中

修士課程修了	18年	2年	4年	6年	9年	を
--------	-----	----	----	----	----	---

修士課程修了	18年	2年	4年	6年	9年	に
専門職学位課程修了	18年	2年	4年	6年	9年	

改める。

別表第6中「2級4号給」を「1級33号給」に、「2級3号給」を「1級29号給」に、「1級7号給」を「1級21号給」に、「1級6号給」を「1級17号給」に、「1級5号給」を「1級13号給」に、「1級4号給」を「1級9号給」に、「1級3号給」を「1級5号給」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第10条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23

36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	29
46	14	30	30	38	38	27	29
47	15	31	31	39	39	28	30
48	16	32	32	40	40	28	30
49	17	33	33	41	41	29	31
50	18	34	34	42	41	29	31
51	19	35	35	43	42	29	32
52	20	36	36	44	42	30	32
53	21	37	37	45	43	30	33
54	22	38	38	46	43	30	33
55	23	39	39	47	44	31	34
56	24	40	40	48	44	31	34
57	25	41	41	49	45	31	35
58	25	41	42	50	45	32	35
59	26	42	43	51	46	32	36
60	26	42	44	52	46	32	36
61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	

76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		58	63				
114		58					
115		58					

116		58					
117		59					
118		59					
119		59					
120		59					
121		60					
122		60					
123		60					
124		60					
125		61					

別表第 8 備考を次のように改める。

備考

派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(改正条例附則第 2 項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

- 2 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年 3 月生駒市条例第 3 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の規定によりその者の平成 1 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（次項において「改正条例附則第 2 項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第 2 の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

- (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が給料表の 2 級であった職員 旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第8条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、給料表の2級であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに改正条例附則第2項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算1年以上、旧級が改正条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で給料表の2級以外の級であった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

4 切替日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第10条又は第11条の規定を適用する。

（職員の昇給の号給数）

5 職員のその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数は、新規則第12条の2に規定する勤務成績の証明により、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 8号給以上（条例第4条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、4号給以上）

(2) 勤務成績が良好である職員 4号給

(3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下

6 前項第1号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数

の合計は、職員の定員等を考慮して市長が定める号給数を超えてはならない。